2023年12月版

カーライフを応援する、頼れる補償

# マイカー共済

自動車総合補償共済

契約引受団体

全国労働者共済生活協同組合連合会(こくみん共済 coop)



# カーライフを応援する、頼れる補償



# マイカー共済。3つのポイント

# 充実の補償

**P.3**≈



ご自身の補償から 相手方への賠償まで、

さまざまな 事故による損害を 幅広くカバー!

# 特約•割引制度

P.8≈



最大22等級、 64%割引

さらに電通共済生協の 組合員だけの

団体割引27.5%!

# 安心のサポート体制

P.13≈



お客様満足度92.8% 万が一の時も安心!

全国74力所・ 約800名

のスタッフがしっかりサポート

## ご契約の前にご確認ください

## ▶ ご契約者

電通共済生協の組合員

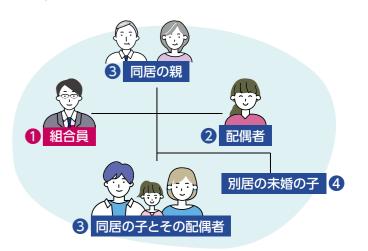
## ご契約いただける車両

- · 小型乗用車
- ・普通乗用車
- · 軽四輪乗用車
- · 軽四輪貨物車
- · 小型貨物車
- 普通貨物車
- キャンピング車
- ・二輪白動車
- •原付白転車 (125CC以下のバイク)

## ▶ 主たる被共済者(主にお車を使用・管理する方)

ご契約いただける主たる被共済者の範囲

- 組合員(契約者)
- 2 組合員の配偶者
- ❸ 組合員と配偶者の同居の親族
- 4 組合員と配偶者の別居の未婚の子 ※未婚とはこれまでに婚姻歴が無いことをいいます。



## ▶ ご契約いただける車両の名義

主たる被共済者の範囲の名義になっている自家用車で、家庭用に使用しているお車です。ただし、 ローン購入またはリース契約の場合に限り、所有者欄の名義が法人名(ローン提携会社またはリース 契約会社)であっても、「使用者」欄が主たる被共済者の範囲の名義であればご契約いただけます。

CHECK

電通共済生協の組合員だけ!

# さらに 団体割引 27.5% を適用※

電通共済生協は、基準割引12.5%に加え、

独自の団体割引率15%を合わせた27.5%を団体割引として適用しています。

※記載の団体割引率は、当該団体における割引率です(車種や補償内容により契約個々の割引率は異なります)。 また、適用される割引率は、毎年11月末時点の実績(契約件数・損害率)で決まるため、変動することがあります。



群馬県 男性

## [裁判例にみる対物賠償の高額事例]

被害物と 認定額

積荷 (呉服·毛皮等) 2億6,135万円 店舗・営業損害等 1億3,580万円

電車·踏切 1億2,037万円

「対物超過修理費用補償」が こんな 相手方の自動車修理費用が時価額を超えたときも、こくみん共 済 coopが認めた場合に、50万円を限度に差額をお支払いします。

## 基本の補償

## 人身傷害補償

最高5.000万円

(被共済者1名につき)

こ自身や同乗者の補

相手方への賠償

白動車事故 傷害見舞金

死亡・入院・ 後遺障害見舞金

## 対人賠償

無制限

(被害者1名につき)

## 対物賠償

無制限 (1事故につき)

対物超過 修理費用 最高50万円

お車の補償 詳しくはP.5へ

## 車両損害補償

一般補償

付随諸費用補償

詳しくはP.8へ

## ご自身や同乗者の補償

充実の補償[クルマム]

# **\身傷害補償**

事故により死傷された場合、治療費、休業損害、

精神的損害などの実損害額\*1を補償します。



相手方からの賠償 では足りない分も 補償してくれて、け がの完治までまか なえました。

北海道 女性

おすすめ安心タイプは

5,000万円



その他も選べます

2億円

1億円

例 自動車事故で契約者に後遺障がいが残り、実損害額が5.000万円。ご自身と

## 人身傷害補償がなければ

相手方の過失割合が40:60の場合。

ご自身の過失 2,000万円 3,000万円 の自己負担

相手からの賠償



(ご契約の共済金額が5,000万円以上の場合)

## あなたのいざというときに!

ご自身に過失があっても 示談成立を待たずに補償します。

相手からの賠償がない

白指・単独事故でも補償します。

実損害額\*1での補償とは別に

「自動車事故傷害見舞金」を受け取れます。

## ご家族\*2や同乗者の方も!

被共済自動車に

**搭乗中の方を補償**します。

主たる被共済者のご家族は、搭乗中は もちろん、歩行中の自動車事故でも補償します。 (被共済自動車搭乗中のみ補償特約を付帯する契約を除きます)

## オリジナル!

## 自動車事故傷害見舞金

自動車事故に遭われたときには、実捐害額の補償に加え、入院見舞金や後遺障害見舞金など をお支払いします。

〈例1〉死亡見舞金 500万円 (事放発生の日からその日を含めて200日以内に死亡した場合)

〈例2〉後遺障害見舞金 500万円 (後遺障害第1級の場合)

〈例3〉入院見舞金 10万円 (3日以上の入院をした場合)

- ※人身傷害補償のご契約がない場合は、搭乗者傷害特約・自損事故傷害特約が自動的にセットされます。
- \*2「ご家族」とは、主たる被共済者とその配偶者、それぞれの同居の親族、別居の未婚の子を指します。

## 相手方への賠償

# 対人賠償



歩行者や車に搭乗中の方など、他人を死傷

# させてしまい、法律上の損害賠償責任を負 う場合に、白賠責共済(保険)を超える分に ついて共済金をお支払いします。

## おすすめ安心タイプは

# 無制限

相手方への万一の 賠償には、高額に なってもしっかり対 応できる備えがある と安心です。

## [裁判例にみる対人賠償の高額事例]

けがを負わせてしまった相手方との

トラブルもなく、解決まで円滑に進められました。

被害者と 認定額	開業医	5億2,853万円
	大学生	3億9,725万円
	大学生	3億9 510万四

## 相手方のもしもに!

損害賠償責任額を**全額補償**します。 (自賠責共済等により、支払われた金額を差し引いた分)

万一の際の高額賠償に備え 無制限に設定しています。

## 相手方への賠償

# 対物賠償



レストランのフェンスを壊してしまいましたが、 補償のおかげで修理対応できました。

栃木県 男性

## 車、家屋、電柱など、他人の財物に損害を 与え、法律上の損害賠償責任を負う場合に、

## おすすめ安心タイプは

共済金をお支払いします。

# 無制限

高額な賠償が発生し ても頼れる、大きな 安心を準備しておき ましょう。

ときにも!

ただし、相手方が6ヵ月以内に修理した場合などの条件があります。

## すべての契約に適用! \*1 実損害額とはこくみん共済 coopが定める基準にもとづき算出した額となります。

お車の補償

# 車両損害補償



一般補償を選んでいたので、あて逃げの被害も 補償してもらえました。対応も迅速・丁寧で 信頼しています。 愛知県 男性

他の自動車との衝突はもちろん、自然災害から盗難、あて逃げ、 車以外との衝突まで、大切な愛車のさまざまな損害を補償します。

※被共済自動車が二輪自動車・原付自転車の契約ではセットできません。 また四輪自動車であっても用途・車種や型式等によりセットできない場合があります。

## おすすめ安心タイプは

その他の補償タイプも選べます

エコノミーワイド 危険限定車両損害補償特約

エコノミー 自動車相互間衝突損害補償特約



基本となる補償 ©:補償します X:補償しません				
補償タイプ補償の範囲	一般補償	エコノミー ワイド	エコノミー	
他の自動車との衝突*1	あて逃げも補償	あて逃げは 対象外	あて逃げは 対象外	
火災·爆発· 自然災害*²	0	0	×	
盗難	0	0	×	
落書き、いたずら とによる破損	0	0	×	
飛来中・落下中の 他物との衝突	0	0	×	
自動車以外の他物 との衝突	0	×	×	

# → 追加でセット できる特約



# **・般補償**の支払いケース

あて逃げや車以外の他物との衝突にも、 一般補償なら幅広く備えられます。

ケース1

「駐車場で あて逃げに遭い、 車体が破損した」

車両の修理代を補償!

ケース2

「ハンドル操作を誤って ガードレールに衝突し、 車体が破損した」

車両の修理代を補償! ※自動車以外の他物との衝突として補償されます。 ※ガードレールの損害は対物賠償で補償されます。 ケース3 「自転車が 衝突してきて 車体が破損した」

車両の修理代を補償!

※自動車以外の他物との衝突として補償されます。

\*1 エコノミーワイド・エコノミーでは相手自動車が判明しない事故(あて逃げ事故)は対象外となります。 \*2 自然災害は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を除きます。

## 自己負担額を設定することで、掛金を節約することができます。



- ■損害額から自己負担額(10万円)を差し引いたうえでお支払いします(全損の場合は自己負担額「なし」でお支払いします)。
- ■お車同士の事故の場合で、相手からの賠償額(回収額)が10万円以上支払われた場合は、ご自身の自己負担額は 発生しません。 【自己負担額】-【相手からの回収金】が実際の自己負担額となります。
- ■10万円以外にも車両共済金額に応じて自己負担額の設定ができます。

※自己負担額(5万円または10万円)を設定された場合、契約更新時の車両共済金額が20万円未満になると、自動的に「自己負担額なし」となりますのでご注意ください。

「もらい事故」等で過失のない、自動車同士の事故(相手自動車が特定できない「あて逃げ」 は含まれません)であることが確定した場合、事故件数に数えない「ノーカウント事故」として 取り扱います。

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって、被共済自動車がこの特約の定める「全損」 に該当する場合、一時金をお支払いする補償です。車両共済金額にかかわらず、一律50万円 をお支払いします(車両共済金額が50万円を下回る場合はその金額をお支払いします)。

### 契約時に設定した新車価格相当額の50%以上の修理費の場合、補償します(盗難は対象外)。

※新たな自動車を購入する場合、被共済自動車と異なる車種および型式の自動車の入れ替えも可能です。 ※最初の車検の満了日の月末までに、マイカー共済の共済期間の満了日が含まれる場合にご契約いただけます。 ※契約いただける条件を満たさなくなった場合は、契約更新時に自動的に取り外されます。

エコノミーワイドの補償範囲以外の損害について、30万円を限度として一般補償の範囲の 補償が受けられます(損害額が30万円以下のとき自己負担額1万円)。

- ※車両共済金額が50万円以上の場合にご契約いただけます。
- ※契約更新時に車両共済金額が50万円を下回った場合は、補償額限定一般補償は自動的に取り外されます。

## 代車費用 補償

次の期間にレンタカー等の代車を借り、その費用を被共済者が負担した場合、1日につき 7,000円を限度に支払います。

- ①事故により被共済自動車を修理している期間
- ②全損事故や盗難で被共済自動車が使用不能となり、共済金が支払われるまでの期間 ※代車費用補償の支払対象期間には、一定の制限があります。

## 身の回り品 補償

自宅等から一時的に持ち出した身の回り品など、車中にある動産に事故や盗難により損 害が生じたとき、30万円(身の回り品の盗難は自己負担額1万円)を限度にこくみん共済 coopの定める基準により実損害額を補償します。警察への届け出がある場合に対象と なります。

※身の回り品には対象とならないものもあります。

※エコノミーには車中動産盗難費用共済金はありません。

**陸送等費用** 走行不能\*となった被共済自動車を修理後、被共済者の居住地等へ陸送 車等で運搬するために支出した費用について、1事故につき10万円を 限度にお支払いします。

遠隔地事故

諸費用補償

宿泊費用 やむを得ず宿泊をしなければならなくなったときの予定外に支出した宿 泊費について、1名につき1万円を限度にお支払いします。

帰宅等費用 帰宅するための代替交通手段として、電車などを利用したときの予定外 に支出した交通費について、1名につき1万円を限度にお支払いします。

\*走行不能とは自力で移動することができない状態または法令により走行が禁じられ ている状態をいいます。

- ●補償範囲は車両損害補償の補償範囲と同一となります。
- ●補償額限定一般補償を契約される場合は付随諸費用補償の補償範囲は一般補償またはエコノミーワイド をご選択ください。

## バイク運転時の万一に備える

# バイクの補償

傷害補償

対人賠償

バイクや原付自転車の自賠責共済(保険)では カバーできない備えをひとまとめにした頼もしい補償。 [シンプルタイプ|をおすすめしています。



おすすめシンプルタイプ

.**500**万円

入院の場合:日額 6,000円 (被共済者) 通院の場合:日額 4,000円 (1名につき)

支払限度日数:事故日から200日

無制限

無制限

無制限

最高50万円

下記の補償額より選択いただけます。

500万円 1,000万円

入院の場合:日額 7,500円 (被共済者) 通院の場合:日額 5,000円 (1名につき)

支払限度日数:事故日から200日

## 自分を手厚く守り、相手方への賠償にもしっかり備える!

ご自身や同	自損事故 傷害特約	単独の事故などにより死傷された場合で、他の自動車の自賠 責共済(保険)で、補償を受けられない場合にお支払いします。 ※人身傷害補償の契約がない場合は、自損事故傷害特約が自動的にセットされます。
乗者の	無共済車	無共済(保険)車との事故で、死亡または後遺障がいを負ったとき、 相手方から充分な補償が受けられない場合におき払いします。

相手万から充分な補償が受けられない場合にお支払いします。 ※対人賠償共済金額と同額の補償となります。 ※すべての契約に適用されます。

歩行者や車に搭乗中の方など、他人を死傷させてしまい、法律

上の損害賠償責任を負う場合に自賠責共済(保険)を超える分 について共済金をお支払いします。

車両、家屋、電柱など他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠 償責任を負う場合に共済金をお支払いします。

対物賠償 対物超過 修理費用 補償

相手方の自動車修理費用が時価額を超えたときも、 こくみん共済 coopが認めた場合に、50万円を限度に差 額をお支払いします。ただし、相手方が6ヵ月以内に修理 した場合などの条件があります。

※すべての契約に適用されます。

## 安心をプラスする

# 特約①



もらい事故の際に難航した相手方との交渉も 弁護士費用等補償特約を使って 無事に解決できました。 茨城県 男性

事故のトラブルを弁護士に相談したい方へ。

## 弁護士費用等補償特約

おすすめ



害補

- ●交通事故で被害を被り、法律上の損害賠償を請求する場合に、弁護士への依頼で必要となる費用を被共済者1名につき最高300万円まで お支払いします。
- ※自動車(二輪・原付を含む)および自転車の事故、それ以外の「交通事故」が対象です。
- ※補償を受ける場合は、あらかじめこくみん共済 coopの同意が必要となります。
- ※必要となる費用とは「弁護士報酬、訴訟費用、仲裁・和解・調停費用、またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用」を指します。
- ●法律相談費用を、10万円を限度に別枠で補償します(一部対象とならない費用もあります)。

## たとえばこんなときに 役立ちます!

自分に過失がない事故の場合、 事故相手との交渉をどうすれば良いのか…



## 弁護士費用等補償特約で

弁護士報酬や訴訟費用をサポートします!



## ●ご自身に過失がない事故に遭われたときの事故の相手側との交渉について

交通事故が起きた際、双方に過失がある場合は、当事者が 加入している共済(保険)の担当者が話し合って解決します。 しかし、自分に過失がない事故(0:100の事故)の場合、 弁護士法第72条により、こくみん共済 coopの担当者は事 故の相手側との交渉を行うことができません。

このようなときは、ご自身で事故の相手側と話し合いをしな くてはなりませんが、弁護士費用等補償特約があれば、事故 の相手側との交渉などを弁護士に依頼した場合に要する 費用をお支払いすることができます。

0:100の事故として代表的なものは 車両相互の追突事故です。

交通事故発生件数のうち、3件に1件は車両相互の 追突事故(いわゆる「もらい事故」)というデータが



(警察庁交通局 令和元年中の交通事故の発生状況 より)

相手方への賠償

# おすすめシンプルタイプに プラスすればさらに安心! ご自身や同乗者への2つの傷害補償

搭乗者傷害特約

被共済自動車の運転者や同乗者が自動車事故によって死傷した とき補償します。

人身傷害補償 自動車事故傷害

見舞金付き

事故により死傷された場合、治療費、休業損害、精神的損害などの 実損害額\*を補償します。示談成立を待たずに補償を受けられます。

- ※人身傷害補償をセットした場合、自損事故傷害特約は取り外されます。
- \*実損害額とはこくみん共済 coopが定める基準にもとづき算出した額となり ます。

5.000万円

1<sub>億円</sub> || 2<sub>億円</sub> || 無制限

(被共済者1名につき)



他車運転資格者\*1が臨時に「他人のバイク」を借りて運転中に事故を起こしたとき、被共済者からのお申し出があり こくみん共済 coopが認めた場合にはマイカー共済から優先して支払います。借りたバイクにセットされている共済(保 険)契約の有無にかかわらずお支払いしますので、貸主に迷惑をかけません(一定の制限あり)。

- ※二輪自動車契約は他車も二輪自動車でのみ、原付自転車契約は他車も原付自転車でのみ適用となります。
- \*1 他車運転資格者とは、主たる被共済者とその配偶者、それぞれの同居の親族、別居の未婚\*2の子を指します。
- \*2 未婚とは過去に婚姻歴がないことをいいます。

安心のサポ

体制

車両損害補償

安心をプラスする

# 特約②



自転車で事故を起こして動揺しましたが 初動対応からアドバイスしてもらい 安心して任せられました。

北海道 男性

※同様の補償等をご契約されている場合は、補償が重複することがあります。詳しくはP.20「1.補償の重複」をご確認ください。

さまざまな場面であなたを力強くサポート。

## 最高1億円の補償で高額事案にも対応します!



## 自転車賠償責任補償特約



交通事故危険補償特約

交通事故による損害を幅広く補償します!



自転車の事故により、法律上の損害賠償責任を負ったときに1事故につき 最高1億円まで補償します(対人・対物合計)。

- ●示談交渉サービス付き。
- ●ご家族が自転車を複数台所有 していても補償します。
- ※原付自転車は対象になりません。

自転車事故による高額賠償事例 9,521万円

(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)

自動車 (二輪・原付を含む)事故以外で電車や自転車に乗っているとき などの「交通事故」により損害を受けた場合に実損害額\*1を補償します。

- \*1 実損害額とはこくみん共済 coopが定める基準にもとづき算出した額となります。
- ※人身傷害補償の契約がある場合に、人身傷害補償の契約補償額と同額でご契約 いただくことができます。共済掛金は契約補償額により異なります。
- ※一部補償の対象とならない場合もあります。

## 人身傷害補償の契約がない場合の特約 🕰 🛰 🛵





## 自動的にセット\*2

	拾 <b>乗</b> 者傷害特約*°	<b>日預事政場書特約</b>
補償内容	契約車両の運転者や同乗者が 自動車事故によって死傷したとき 補償します。	単独の事故で死傷された場合、自 賠責共済(保険)の対象とならない 一定の事故について補償します。
入院の場合	日額7,500円	日額6,000円
通院の場合	日額5,000円	日額4,000円
支払限度日数	事故日より200日	事故日より200日
E亡等の補償額	1,000万円または500万円	1,500万円
	入院の場合 通院の場合 支払限度日数	<ul> <li>契約車両の運転者や同乗者が自動車事故によって死傷したとき補償します。</li> <li>入院の場合 日額7,500円 日額5,000円</li> <li>支払限度日数 事故日より200日</li> </ul>

## 任意でセット

ク特約から優先してお支払いします。

●運転者年齢条件は「年齢問わず補償」となります。



塔乗者傷害特約家族限定補償型

搭乗者傷害特約の対象となる方を、主たる被共済者とその ご家族(配偶者、同居の親族、別居の未婚の子\*4)に限定 する場合、搭乗者傷害特約の掛金が7%割引となります。

人身傷害補償のご契約をおすすめします。

●借りた原付自転車で事故を起こしても被共済者からのお申し出が

●ご家族が原付自転車を複数台所有していても1契約で補償します。

※一部のバギータイプの車両等、補償の対象外になる場合もあります。

あり、こくみん共済 coopが認めた場合にはご希望によりマイバイ

## マイバイク特約



基本補償(四輪自動車)に付帯いただくことで、総排気量125cc以下また は定格出力が1kW以下の原付自転車を対象とし、主たる被共済者とその ご家族(配偶者、同居の親族、別居の未婚の子\*4)の原付自転車での事故 を補償します。

(ソフノルダイノの情頃的台)			
人身傷害補償	なし	対人賠償	無制限
搭乗者傷害	なし	対物賠償	無制限
自損事故傷害	1.500万円	(自己負担額)	なし

- ※上記以外の補償内容もお選びいただけます。詳細はお問い合わせください。
- \*2 搭乗者傷害特約は四輪白動車のみ原則白動的にセットされます。
- \*3 人身傷害補償とあわせてご契約いただくことも可能です。その場合には人身傷害補償とは別枠で補償額を限度に補償します。
- \*4 未婚とは過去に婚姻歴がないことをいいます。

## 掛金を抑える

# 特約•割引①



子供特約の年齢条件を変えるだけでこんなに 掛金が安くなるなんて知りませんでした。

静岡県 女性

運転者の条件に応じて、掛金の負担を軽減。

## お車を運転する方の年齢を限定することで割引が受けられます。

## 運転者年齢条件



運転される方の年齢を限定することで、割引を受けることができます。

年齢問わず補償 21歳以上補償 26歳以上補償\*5 35歳以上補償\*5

運転者年齢条件を設定している場合で、別居の既婚の子、友人・知人等、 ご家族\*6以外の方が運転する場合には、指定されている「運転者年齢 条件」に関係なく補償します。

この際の運転者年齢条件は、被共済自動車1台ごとの適用となります。

※「運転者本人・配偶者限定特約」を選択している場合、同居の親族、別居の未婚\*7 の子、別居の既婚の子、友人・知人が運転している場合は補償されません。



## 子供特約



お子さまも運転する場合、専用の年齢条件を設定する ことで割引になります(一部の場合を除く)。

主たる被共済者の子ども専用の年齢条件を設定することで、指定され ている運転者年齢条件を変更せずに、子どもを補償の対象に追加でき ます。運転者年齢条件より低い場合に以下の条件で設定できます。

年齢問わず補償

21歳以上補償

26歳以上補償

[子供の範囲] ●主たる被共済者の同居の子

- ●主たる被共済者の同居の子の配偶者
- ●主たる被共済者の配偶者の同居の子 ●主たる被共済者の配偶者の同居の子の配偶者
- ●主たる被共済者の別居の未婚\*7の子
- ●主たる被共済者の配偶者の別居の未婚\*7の子

運転される人の範囲

# お車を運転する方の範囲を限定することで割引が受けられます。



配偶者限定特約 \*8.9 🚓 💣 🕳





# ○:補償します

### 主たる 同居の親族、 別居の 友人: 被共済者 別居の 既婚の子 割引率 配偶者 未婚の子 ー:補償しません 重転者本人・ 8% $\bigcirc$ 配偶者限定特約 特約を 付帯しない 0 $\bigcirc$ $\circ$ $\circ$

## ご夫婦のみで運転される場合は 割引になります。

被共済自動車の運転者を「主たる被共済者」と 「主たる被共済者の配偶者」に限定した場合、 掛金が8%割引となります。

●配偶者には内縁関係にある方や、同性パート ナー等も含まれます(詳しくはP.15「用語の 説明」をご参照ください)。

*5 運転者年齢条件を「26歳以上補償」または「35歳以	上補償1にされた場合は、共済期間の開始日時点で	での主たる被共済者の年齢に応じて共済掛金が算出されます。

- \*6 この場合の「ご家族」には、その家族の業務に従事中の使用人を含みます。
- \*7 未婚とは過去に婚姻歴がないことをいいます。
- \*8 運転者年齢条件、新車割引、衝突被害軽減ブレーキ(AEB)割引、人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約を適用後の掛金からさらに割引となります。
- \*9「子供特約」を付帯している場合には、「運転者本人・配偶者限定特約」は付帯できません。

四輪自動車

車両損害補償

掛金を抑える

# 特約•割引②



新車割引やハイブリッド車割引で、 車両入替後の掛金も安く抑えられました。

山梨県 女性

## お車の装備などにより受けられる、さまざまな割引。

各種割引を受けるためには、お申し出が必要となります。



## 動突被害軽減ブレーキ(AEB)割引







新車割引



下記の条件を満たす場合に9%割引が適用されます。

- ①被共済自動車が普通・小型乗用車、軽四輪乗用車であること。
- ②衝突被害軽減ブレーキ (AEB) が搭載されていること。
- ③被共済自動車の型式が発売された年度(4月はじまり)に3を加算した 年の12月末までに共済期間の開始日があること。
- ※衝突被害軽減ブレーキ(AEB)とは、「自動車が前方障害物との衝突を回避するため、 または衝突速度を下げるために自動でかけるブレーキ」をいいます。各メーカーごと にAFR装置の名称が異なります。
- ※条件を満たさなくなった場合や適用期間が終了すると自動的に取り外されます。
- ※AEB装置の有無はお客さまにご申告いただきますが、あわせてこくみん共済 coop が「車台番号」「型式発売年月」をもとに、AEB装置の有無を確認します。適用条件を 満たしている場合に、AEB割引を適用します。



マイカー共済のハイブリッド割引は 期間制限がありません。





被共済自動車がこくみん共済 coop指定の低公害自動車である場合は、 掛金が3%割引となります。こくみん共済 coopの指定する低公害自動車と は、次の①~⑥の自動車に限ります。

①電気自動車 ②天然ガス (CNG) 自動車 ③メタノール自動車 ④ハイブリッド自動車

ハイブリッド車割引\*

⑤液化石油ガス (LPG) 自動車 ⑥燃料電池自動車



7%割引となります。

## 福祉車両割引





車、または車検証上の車体の形状が車いす移動車である場合は、掛金が

\*1 運転者年齢条件、新車割引、衝突被害軽減ブレーキ(AEB)割引、人身傷害の

被共済自動車搭乗中のみ補償特約を適用後の掛金からさらに割引となります。



	6等級(前契約なし)	左記以外
普通·小型乗用車	14%割引	7%割引
軽四輪乗用車	8%割引	2%割引

新契約の効力開始日が被共済自動車(普通・小型乗用車、軽四輪乗用車)の 初度登録(検査)年月の翌月から25ヵ月以内の車両を対象に割引となります。

※条件を満たさなくなった場合や適用期間が終了すると自動的に取り外されます。

## 複数契約割引\*



すでにマイカー共済の契約があり、契約者が同一の場合は、新規契約の 掛金が3%割引となります。

※条件を満たさなくなった場合や適用期間が終了すると自動的に取り外されます。

## (身傷害の被共済自動車 **搭乗中のみ補償特約**



すでに人身傷害補償の契約(他の保険会社等での契約も含む)があり、 2台目以降の契約に人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約を選択 する場合、人身傷害補償の掛金が四輪自動車では19%割引、二輪自動車



## セカンドカー割引

原付自転車では3%割引となります。

すでに11等級以上の契約がある場合(他の保険会社等での契約も含む) で、かつ一定条件を満たしていれば、2台目以降のお車を新たにご契約さ れる場合は、6等級ではなく、7等級を適用します。

# 無事故割引等級& 割引率

長期間、無事故の優良ドライバーを応援します!

最大22等級、64%割引!

等級別割引・割増率表

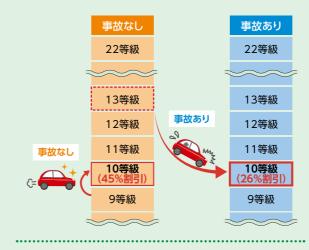


- ■マイカー共済は安全運転で無事故を続けられた方を応援するため、最大22等級、64%割引となります。
- ■初めてご契約いただく場合は、6等級から始まり、**1年間無事故であれば1等級加算**されます。
- 共済期間中に事故を起こした場合、事故の種類により継続時に1件あたり1、3または6等級ずつ減算されます。

## 7等級以上の契約の割引率について

共済期間中に事故があった場合、継続後の適用等級が7等級 以上の契約に「事故あり」の割引率(事故有係数)が一定期間 適用されます。

# ■適用等級が10等級となる場合の例



## ■事故有係数について

13等級で3等級ダウン事故が1件発生し、その後3年間無事故 であった場合



13 -10-41		
等級	事故なし	事故あり
22	- 64%	-43%
21	- 64%	-43%
20	- 64%	-43%
19	-60%	-41%
18	- 58%	-40%
17	- 57%	-38%
16	- 55%	-36%
15	- 54%	-34%
14	- 53%	-33%
13	- 52%	-31%
12	- 51%	-29%
11	- 50%	-28%
10	- 45%	-26%
9	- 43%	-24%
8	- 32%	-22%
7	- 26%	-21%
6*2	-1	0 %
5	1	0 %
4	3	0 %
3	5	0 %
2	6	4% 割
1-1	8	15 %
1-2	10	0% 増
1-3	11	0 %
1-4	12	0 %
1-5	13	0 %
5		

\*2 前契約がある場合の割引率です。初めて契約される場合(前契約なし)は、7%の割増率が適用されます。

# 基本となる補償に 自動的にセット されます!

## 被害者救済費用等補償特約

被共済自動車の欠陥や不正アクセス等により人身 事故または物損事故が発生し、被共済者に法律上の 損害賠償責任がなかった場合に被害者を救済する ための費用を補償します。

共済金額		等級
人身事故	物損事故	共済金を支払った場
対人賠償と 同額	対物賠償と 同額	合でも次期等級の減算、事故有係数の適用はありません。

## 無共済車傷害補償

無共済(保険)車との事故で、死亡 または後遺障がいを負ったとき、 相手方から充分な補償が受け られないときにお支払いします。

## 他車運転危険補償

他車運転資格者\*3が臨時に「他人の自動車\*4」を借りて運転中に事故を起こしたと き、被共済者からのお申し出があり、こくみん共済 coopが認めた場合には、マイカー 共済から優先して支払います。\*5 借りたお車の自動車共済(保険)契約の有無にかか

わらずお支払いしますので、貸主に迷惑をかけません(一定の制限あり)。

合わせください \*5 加入しているご契約内容に もとづいてお支払いします。

\*3 他車運転資格者とは、主たる 被共済者とその配偶者、それ

ぞれの同居の親族、別居の 未婚の子を指します。 \*4 被共済自動車と同一の用途・

車種に限ります。一部、対象

とならない自動車があり ますので、詳細は、お問い

11 12

ご契約のてび

# 事故時の



迅速な対応、親身なアドバイス、 交渉結果の丁寧な説明のおかげで 不安がなくなりました。

山梨県 女性

全国74ヵ所・約800名のスタッフがしっかりサポートします。

休日・夜間を問わず、24時間365日 直ちにご連絡いただけない場合でも、 事放発生後24時間以内にご連絡ください。

## 電話受付

マイカー共済事故受付センター

※携帯電話からもご利用いただけます。

※IP電話等、上記フリーダイヤルをご利用いただけない場合は、 右記までご連絡をお願いします。 03-6628-4600 (有料)

ご連絡いただけます。 マイカー共済・自動車事故のWEB受付専用フォーム





現場急行

事故受付

事故発生時

対 応

示

## 現場急行サービスも24時間365日

お客さまからの要請があればこくみん共済 coopが委託したスタッフが現場へ駆けつけ、 事故状況やお困りの点をお聞きし、ご心配、ご不安を解消します。

- ※車対車の事故に限ります。
- ※原則として、対応員の出動拠点から事故現場まで30分程度で到着できること(高速道路や一部の場所を除く)が条件となります。
- ※事故状況または地域によっては、お電話でのご説明やアドバイスとさせていただく場合があります。

事故初期 対応

**土・□・祝日**(9:00~21:00\*)もサポート \*19:00までにご連絡いただいた場合の対応時間です。

人身事故や緊急を要する場合、病院への連絡や、 相手方への対応、代車手配など、事故の初期対応をサポートします。

※重大事故(死亡・入院または多重事故の場合)は、ご要望により専門知識を有するスタッフが契約者に早期に面会し、安心をご提供します。

示談交渉サービス付き(対人・対物賠償事故に限ります)

示談交渉

最寄りのマイカー共済損調サービスセンターの担当者が示談交渉を含め事故解決まで お手伝いします。マイカー共済損調サービスセンターでは、原則として損害賠償責任の ある事故の示談交渉を行います。

- ※あらかじめ被共済者および相手方の了解が必要です。
- ※示談交渉を円滑に進めるために、相手方との交渉の場にご同行、ご同席いただくなどご協力をお願いすることがあります。
- ※相手方へのお見舞い、葬儀への参列などを通じ、相手方に誠意を尽くすことが、円満な示談につながります。
- ※自賠責共済(保険)が締結されていないときや、被共済者が協力を拒まれた場合など、示談交渉をお引き受けできない場合があります。

事故の 相談

## マイカー共済事故相談ダイヤル

「マイカー共済事故相談ダイヤル」で、交通事故に関する 質問や相談にフリーダイヤルでお答えします。

**0120-8740-16** (受付時間: 平日・休日問わず9:00~21:00) ※携帯電話からもご利用いただけます。

# マイカー共済 ロードサービス



車内へのカギの閉じ込みで手配しました。 無料で対応してもらえて助かりました。

埼玉県 女性

故障などの車のトラブル解決に、24時間365日サポートします。

## マイカー共済ロードサービスの内容



## 自走不能な場合のレッカー車または積載車による搬送

被共済自動車が故障等により自力走行不能となり、現場での応急修理(30分程度の修理)を行ったとしても自力走行が困難な 場合に、レッカー車等を手配し、100kmまで無料でけん引・搬送します。

※けん引・搬送距離が100kmを超えた場合は、超えたけん引・搬送距離分が有料となります。

※現場からこくみん共済 coopが指定する最寄りの修理工場までは距離無制限



## 現地にて実施可能な30分以内の路上クイックサービス

バッテリーあがりのジャンピング作業 (ケーブルをつないでエンジンをスタートさせること)、カギの開錠作業 (国産・ 外車のシリンダーインロック開錠)、パンクやタイヤの脱輪等によるスペアタイヤ交換作業等で、現場での30分以内の 作業を無料で行います(部品交換作業時の部品料金は有料です)。



## 燃料切れ時のガソリンまたは軽油お届けサービス

燃料切れ時のガソリンまたは軽油を10Lまで無料でお届けします(1共済期間1回のみ)。



## 脱輪・落輪等引き上げサービス(クレーン等の特殊作業も無料

側溝や道路外への脱輪・落輪等があった場合、クレーン等での引き上げ・引き出し作業を無料で行います。 (脱輪等に該当しない雪道・ぬかるみ・砂浜等でのスリップ・スタック状況からの引き上げは有料となります。)

※無料サービスのご利用には、一部制限があります。

※詳細はご加入後にお届けする「ご契約のしおり」記載の「マイカー共済ロードサービス実施規程」をご参照ください。



## 24時間コールサービス(番号案内)

ドライブ中のアクシデント等の際に、ガソリンスタンド、宿泊施設、タクシー会社、レンタカー会社、鉄道会社、航空会社の 電話番号案内サービスが受けられます。

対象となる 白動車

## マイカー共済にご加入のすべての被共済自動車

※共済契約証書に記載の「被共済自動車」が対象となり、マイバイク特約や他車運転危険補償の対象となる他の自動車は除きます。

ご利用の 方法

## もしものときは一電話受付

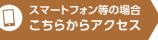
ハ ヤ ク ミナロードサービス 889-376

※IP電話等、上記フリーダイヤルをご利用いただけない場合は、 右記までご連絡をお願いします。 03-6628-4590(有料)

もしものときは WEB受付し

ご連絡いただけます

ロードサービス受付専用フォーム





※ご利用は上記フリーダイヤルまたはWEB(受付専用フォーム)に事前にご連絡いただき、こくみん共済 coopが認めた場合に限りま **す。**現場の住所の確認ができる場合はあわせてご連絡ください。

※ご自身で手配された業者の費用精算はいたしません。

13

事故後のフォロ

# マイカー共済 ご契約のてびき

このご契約のてびき( 契約概要 注意喚起情報 )は、ご契約に際して特に ご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。ご契約の前に必ずお 読みいただき、内容を確認・了承のうえお申し込みください。なお、ご契約の 内容は商品名に応じた事業規約・細則によって定まります。このご契約のて びきは、ご契約の内容すべてを記載したものではありません。ご不明な点 がありましたら電通共済生協グループコールセンタまでお問い合わせくだ さい。ご契約内容となる事業規約・細則は、電通共済生協ホームページより ご参照いただくか、電通共済生協までお問い合わせください。

## 各項目に記載しています

## \_ \_ 契約概要 \_

共済商品の内容をご理解いただくための事項

## 注意喚起情報

ご契約に際して契約者にとって不利益になる 事項等、特にご注意いただきたい事項

## 用語の説明 主な用語の説明はつぎのとおりです。その他の用語については「ご契約のしおり」をご確認ください。

	1 00 00 00 41	土:0.4 [] [[1] (7 [[1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1] [1] (7 [1] [1] [1] [1]	J/11001C	_
	用語	定義		
き	危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。	ح	同
け	契約者	共済契約の申し込みをされる方で、掛金の支払義 務を負う方をいいます。		
b	自己負担額	支払共済金の計算にあたって損害の額から差し 引く金額をいいます。自己負担額は被共済者の自 己負担となります。		
	自動車	道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号) 第2条(定義)第2項に定める自動車および同条第3 項に定める原動機付自転車をいいます。	は	酉
	主たる被共済者	被共済自動車を主に使用する方で、かつ、下記①から④に定める方のうち共済契約証書に記載された1名をいいます。 ①契約者 ②契約者の配偶者 ③契約者の同居の親族 ④契約者の配偶者の同居の親族	υ	被
	親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をい		_
		います。	み	未
٢	同居	同一家屋に居住(建物の主要構造部のうち、外壁・柱・小屋組・はり・屋根のいずれも独立して具備した家屋内に居住していることをいいます。)することをいいます。ただし、つぎのいずれかに該当する場合は別居とみなします。	よ	用

用語		定義
ح	同居	(ア)マンション等の集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合(賃貸・所有の別を問いません。) (イ)同一敷地内であっても別家屋での居住の場合 (ウ)二世帯住宅であっても、お互いの居住空間が廊下や階段などでつながっておらず、一旦外に出て行き来をする場合
は	配偶者	婚姻の相手方をいいます。(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方(以下「内縁関係にある方等」)を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。)
υ	被共済自動車	主たる被共済者が主に使用する自家用自動車で、かつ、家庭用(通勤、通学、買い物やレジャーなどに使用することをいいます。)に使用する自動車とし、共済契約証書に記載された自動車をいいます。
み	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
よ	用途•車種	ナンバープレート上の分類番号、色等にもとづき こくみん共済 coopが定めた自家用(普通・小型・ 軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、 二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいま す。

# 契約締結前にご確認いただく事項

## 1. 商品の仕組み

15

## (1)商品の仕組み 契約概要

基本となる補償、自動的にセットされる特約等、任意にセットすることができる特約等はつぎのとおりです。

	基本となる補償	自動的にセットされる特約等	任意にセットすることができる特約等	その他の主な特約等
同		無共済車傷害補償	人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約	
乗ご		無大月半陽古間頃	人身傷害に関する交通事故危険補償特約	
同乗者の補償	人身傷害補償 (任意に付帯できます)	自損事故傷害特約 〈人身傷害補償を付帯しない場合に〉 セットされます	搭乗者傷害特約 〈四輪自動車で人身傷害補償を付帯しない場合は 原則自動的にセットされます	/白新春…↓ \
<b>順</b>		被害者救済費用等補償特約	(原則自動的にセットでれまり /	〈自動セット〉
相手方へ	対人賠償			他車運転危険補償
置方				〈任意セット〉
O	(対物超過修理費用補償)			弁護士費用等 補償特約
			危険限定車両損害補償特約(エコノミーワイド)	
			自動車相互間衝突損害補償特約(エコノミー)	自転車賠償責任 補償特約
±>			新車買替特約	ניוניואומוו
お車の補償	車両損害補償		付随諸費用補償	マイバイク特約
の補	(一般補償)		補償額限定一般補償(補償額限定車両損害補償特約)	
償	〈任意に付帯できます〉		地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約	
			車両損害の無過失事故に関する特約	
			※車両損害補償の特約のセットについてはP.5・6をご参照ください。	

## (2)契約できる自動車 契約概要

マイカー共済に加入できる自動車は、自動車検査 証(以下「車検証」\*1といいます)の「自家用・事業用 の別/適否」欄に「自家用」と記載があり、家庭用に 使用する自動車に限ります。車検証の「自動車の種 別」「用途」「最大積載量」「車体の形状」欄に記載さ れている項目等により、右表に該当する場合にマイ カー共済に加入いただけます。

- \*1 250cc以下の自動二輪の場合は軽自動車届出済 証、125cc以下の原付自転車の場合は標識交付 証明書になります。
- \*2 「車検証 | の「車体の形状 | 欄に「車いす移動車 | 「身体障 害者輸送車」の記載があるものに限ります。
- \*3「車検証」の「車体の形状」欄に「ダンプ装置」の記載 があるものは加入いただけません。
- \*4「車検証」の「車体の形状」欄に「キャンピング車」の記 載があるものに限ります。

用途·車種	基本補償	車両損害補償
普通・小型乗用車	0	0
普通・小型特種用途自動車(8ナンバー)*2	0	0
軽四輪乗用車	0	0
小型貨物車*3	○ 最大積載量2t以下	〇 最大積載量2t以下
軽四輪貨物車	0	△ ダンプ装置のあるものを除く
軽四輪特種用途自動車(8ナンバー)*2	0	0
普通貨物車*3	○ 最大積載量2t以下	△ 最大積載量0.5t以下
キャンピング車*4	0	X
二輪自動車	0	×
原付自転車	0	×

○:付帯可、△:制限あり、×:付帯不可

## (3)契約できない自動車 契約概要

つぎの①から⑥のいずれかに該当する自動車は、被共済自動車とすることはできません。

①乗用車で乗車定員が10名を超える自動車

- ②貨物車で最大積載量が2tを超える自動車
- ③ダンプカー(ただし、ダンプ装置のある軽四輪貨物車は除きます) ④法令に定める規格以外に改造された自動車\*1
- ⑤有償で人もしくは貨物を運送することのある自動車\*2
- ⑥危険物を積載することのある自動車または危険物を積載した被けん引自動車をけん引することのある自動車
- \*1 法令に定める規格以外に改造された自動車とは、「道路運送車両の保安基準」に違反して改造された自動車をいいます。
- \*2 白タク、白トラ、運転代行業の使用自動車のことをいいます。

## 2.基本となる補償および補償される運転者の範囲等

## (1)基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償は、つぎのとおり構成されています。

	基本となる補償	共済金をお支払いする主な場合	共済金をお支払いしない主な場	易合
同乗者の補償	人身傷害 補償	被共済自動車に搭乗中の事故等により、 けがをした場合、死亡した場合、後遺障が いが生じた場合の損害について、被共済者 1名につきそれぞれ原則として人身傷害 補償共済金額を限度に共済金をお支払い します。*	●被共済者の故意または重大な過失によってその本人に生じたけがによる損害または傷害 ●無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に生じたけがによる損害または傷害	
相手方	対人賠償	被共済自動車を運転中の事故等により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害者1名につきそれぞれ共済金額を限度に対人賠償共済金をお支払いします。 なお、自賠責共済(保険)により支払われるべき金額を超える部分に限ります。	●契約者、主たる被共済者または被共済者の故意によって生じた損害 ●被共済自動車を運転中の方の父母・配偶者・お子さま等の生命または身体が害されたことにより、被共済者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害	<ul><li>●地震・噴火また はこれらによる 津波によって 生じた損害</li><li>●被共済自動車</li></ul>
相手方への賠償	対物賠償	被共済自動車を運転中の事故等により、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、原則として共済金額を限度に共済金をお支払いします。 なお、自己負担額を設定した場合には、損害賠償額から自己負担額を差し引いてお支払いします。	●契約者、主たる被共済者または被共済者の故意によって生じた損害 ●被共済自動車を運転中の方の父母・配偶者・お子さま等の所有・使用または管理する財物が損害を受けたことにより、被共済者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害	を競技・には たには たいには、こるでは は、こるでと場使 は、こるでには がいるできるでという。 は、このでは は、このでは は、このでは は、このでは は、このでは は、このでは は、このでは は、このでは には にしま にしま にしま にしま にしま にしま にしま にしま にしま にしま
お車の補償	車両損害 補償	衝突、接触等の事故により被共済自動車に損害が生じた場合に、損害額(修理費等)から自己負担額を差し引いた金額について、共済金額を限度に車両共済金をお支払いします(全損の場合は自己負担額を差し引かずにお支払いします)。	<ul> <li>契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害</li> <li>欠陥・摩滅・腐しょく・さび、その他自然の消耗、故障損害</li> <li>取り外された部分品・付属品に生じた損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害</li> <li>無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に生じた損害など</li> </ul>	いた損害など

- \* 人身傷害補償について主たる被共済者、その配偶者、主たる被共済者およびその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子は、歩行中や被共済自動車以外 の自動車に乗車中の自動車事故により死傷した場合も補償の対象となります(「人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約」をセットした場合を除きます)。
- ※上記の共済金以外に、事故によって発生する費用のうち共済金としてお支払いするものがあります。また、基本となる補償ごとに被共済者を定めています。

制

18

## (2)自己負担額 注意喚起情報

対物賠償および車両損害補償には、自己負担額を設定することができます。 契約の自己負担額については、加入申込書の自己負担額欄でご確認ください。

## (3)主な特約の概要 契約概要

特約には、つぎの2種類があります。

- ①自動セット特約:契約時のお申し出にかかわらず、契約条件に応じて自動的にセットされる特約
- ②任意セット特約:契約時にお申し出があり、電通共済生協が引き受ける場合にセットされる特約

## 例) ● 任意セット特約:地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約

車両損害補償の補償タイプが、一般補償またはエコノミーワイド (危険限定車両損害補償特約)の場合に、ご契約いただける特約 です。地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって、被共 済自動車が全損\*になった場合、車両共済金額にかかわらず、一律 50万円をお支払いします(車両共済金額が50万円を下回る場合 はその金額をお支払いします)。

\*地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金における「全損」 とはこの特約で定める「全損」の条件に該当する場合をいい

## 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって 全損と判定する主な条件

- ○被共済自動車が津波によりシートの座面を超える浸水を被った場合
- ○被共済自動車が津波により流失し発見されなかった場合
- ○被共済自動車が全焼した場合
- ○建物倒壊等によって被共済自動車が建物の下敷きになるなどして、 ルーフ、ピラー、ガラスに所定の大きな損害が生じた場合 など

## ● 任意セット特約:車両損害の無過失事故に関する特約

「もらい事故」等で過失のない車対車の事故による車両損害補償の共済金のお支払いについて、つぎのア、イの条件をいずれも満たす場合、 事故件数に数えない取り扱いとする特約です。

## ア. つぎのa、bのいずれかの場合に該当すること

- a. 相手自動車の「追突」、「センターラインオーバー」、「信号無 視」または「駐停車中の被共済自動車に相手自動車が衝突 または接触」による事故において、被共済自動車の所有者 および被共済自動車を使用または管理していた方に過失が なかったとこくみん共済 coopが判断した場合。
- b. 被共済自動車の所有者および被共済自動車を使用または 管理していた方に過失がなかったことが確定した場合。

## イ. 相手自動車について、つぎのa、bの事項がいずれも確認されること

- a. 登録番号、車両番号、標識番号または車台番号
- b. 車対車事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名も しくは名称

## (4)共済金額の設定 契約概要

共済金額は、補償の種類ごとに決めるものと、あらかじめ決まっているものがあります。実際にご契約される共済金額については、 加入申込書の共済金額欄、「ご契約のしおり」等でご確認ください。

## (5)補償される運転者の範囲 契約概要 注意喚起情報

補償の対象となる運転者は運転者限定特約、運転者年齢条件により、範囲を限定することができます。被共済自動車を運転され る方の範囲にあわせて、補償の対象となる運転者の範囲を設定してください。

		運転者の範囲			
_	_	1	2	3	4
( ○:補償します ×:補償しません )		主たる被共済者 または配偶者	①の同居のご親族	①の別居の 未婚のお子さま	①~③以外の方
運転者	なし	0	0	0	0
限定特約	本人•配偶者限定	0	×	×	×
運転者年齢条件		運転者年齢条件を適用します。			運転者年齢条件を 適用しません。

## ● 運転者本人·配偶者限定特約

運転する方を「主たる被共済者」と「主たる被共済者の配偶者」に限 定した場合は、限定された方が被共済自動車を運転中の事故に限 り、共済金をお支払いします。

### ● 運転者年齢条件

運転者年齢条件(21歳以上補償、26歳以上補償、35歳以上補償)を 設定した場合は、運転者年齢条件を満たす方が被共済自動車を運転 中の事故に限り、共済金をお支払いします。

※4の方であっても、①から③のいずれかの方の業務に従事する使 用人の場合は、運転者年齢条件を適用しますのでその方も含め て運転者年齢条件を設定してください。

## ● 子供特約

主たる被共済者およびその配偶者の子どもが運転する場合、子ども 専用の年齢条件を設定することで、指定している運転者年齢条件を 変更せずに、子どもを補償の対象に追加できます。

子供の年齢条件	付帯できる運転者年齢条件
(1)年齢問わず	21歳以上、26歳以上、35歳以上
(2)21歳以上	26歳以上、35歳以上
(3) 26歳以上	35歳以上

## (6)共済期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

共済期間は契約の効力開始日の属する月の翌月1日から1年間です。

ただし、効力開始日からその月の末日までの期間も共済期間とみなします。

※上記ただし書きは継続契約、中途更改による新たな契約、中途付帯契約には適用しません。

## (7)契約の効力開始日 注意喚起情報

## 支払方法[口座振替]の場合

電通共済生協での加入申込受付および加入審査後、特に指定がない場合は、電通共済生協での受付日の翌日午前零時から補償が開始され ます(郵送加入の場合は消印日の翌日午前零時を効力開始日として補償が開始されます。ただし、効力開始日の記載がなく消印日も不明な 場合は、電通共済生協での受付日の翌日午前零時を効力開始日として補償が開始されます)。

- ※効力開始日を指定された場合でも、消印日が指定された効力開始日以降の場合は、消印日(または当会受付日)を優先し、その翌日午前零 時を効力開始日とします。
- ※電通共済生協が指定する日までに初回掛金の引き落としがされない場合は、契約を無効(不成立)とし、効力開始以後の事故についても共 済金はお支払いしません。

## 3.掛金の決定の仕組みと払込方法等

## (1)掛金の決定の仕組み 契約概要

掛金は、補償内容、運転者の範囲、被共済自動車の用途・車種などのほかに、主に以下の要素等により決定されます。 実際にご契約される掛金については、加入申込書の掛金欄でご確認ください。

等級別掛金率	掛金は1-5等級から22等級までの区分、事故有係数適用期間により掛金が割引・割増される仕組みです(原付自転車を除きます)。この仕組みでは、共済金をお支払いする事故の有無、事故内容、事故件数等により、継続契約の等級および事故有係数適用期間が決定されます。 初めてご契約される場合は、6等級となり、7%の割増率が適用されます。また、事故有係数適用期間は0年となります。	
主たる被共済者年齢区分	運転者年齢条件が26歳以上補償または35歳以上補償の契約に以下の年齢区分が適用されます。共済期間の開始日における主たる被共済者の年齢に応じた区分が適用されます。	

40歳以上

50歳未満

# 型式別掛金クラス

各種割引

普通乗用車・小型乗用車・軽四輪乗用車の基本補償・車両損害補償について、自動車の型式ごとの事故成 績等にもとづき決定された掛金クラスを提供する仕組みです。掛金クラスは普通乗用車・小型乗用車は1~ 17クラスの17段階、軽四輪乗用車は1~3クラスの3段階で、年1回見直しを行い、型式によっては契約更 新前よりも掛金が引き下げ、引き上げとなる場合があります。

60歳以上

70歳未満

70歳以上

75歳未満

75歳以上

50歳以上

60歳未満

30歳以上

40歳未満

被共済自動車・契約条件によって、割引が適用されます。 ハイブリッド車割引・福祉車両割引・衝突被害軽減ブレーキ (AEB) 割引・新車割引・複数契約割引・セカンド 力一割引·団体割引<sup>※</sup>

[団体割引率について] 車種や補償内容により、契約個々の割引率は異なります。また、適用される割引率は、毎年11月末時点の実績(契約件数・損害率)で決まるため、 変動することがあります。団体割引は、多くの組合員の利用と安全運転に支えられています。

## (2)掛金の払込方法 契約概要 注意喚起情報

掛金の払込方法は、「月払い」と「年払い」があり、いずれの場合も口座振替による掛金の払い込みができます(「年払い」は継 続契約のみ現金による払い込みも可能です)。「月払い」の場合、「年払い」に比べて5%割増となります。

## (3)2回目以降の掛金の払込猶予期間等の取り扱い 注意喚起情報 (

30歳未満

掛金は払込期日までに払い込みください。掛金の払込方法が口座振替の場合、払込期日の翌日から3ヵ月間の猶予期間があ りますが、猶予期間を過ぎても掛金の払い込みがないときは、事故が発生しても共済金をお支払いしません。また、契約を解 除する場合があります。

## (4)割り戻し金 契約概要

この共済に割り戻し金はありません。

# 契約締結時にご注意いただく事項

## 1. 告知義務(加入申込書の記載上の注意事項)

## 注意喚起情報

契約者・主たる被共済者には、契約の締結に際し、こくみん共済 coopが重要な事項として告知を求めた事項(告知事項)に回答いた だく義務(告知義務)があります。告知内容が事実に反していた場合には、掛金の追徴・返還や、契約が解除され、共済金のお支払い ができないことがあります(特に、申込後、自動車保険情報交換制度によって、ご申告の際の等級と、調査後の等級が異なることが判 明した場合など)。

## <主な告知事項>

主たる被共済者・生年月日

被共済自動車を主に使用する方であって、かつ契約者およびその配偶者ならびにそれぞれの同居の親族のうち、主たる 被共済者として設定した方。補償の対象となる方の範囲を決めるための重要事項となります。また、主たる被共済者の生 年月日もお知らせください。主たる被共済者の年齢によって、掛金が異なる場合があります。

前契約の有無 事故の有無・件数 前契約がある場合、その引受保険会社等、保険期間、等級、事故有係数適用期間および事故の有無・件数について ご申告ください。

## 契約締結後にご注意いただく事項

## 1.通知義務等

## 注意喚起情報

契約者または被共済者には、通知事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務があります。通知事項とは加入申込書におい て☆印がついている項目のことです。通知事項の変更について遅滞なくご通知いただけない場合には、契約を解除したり、事故の際に共 済金をお支払いできない場合がありますので、充分ご注意ください。

## <主な通知事項>

・被共済自動車の用途・車種または登録番号(車両番号、標識番号)を変更した場合など。

また、契約後、次の事項が発生する場合には、契約内容の変更等が必要となりますので、電通共済生協グループコールセンタまで ご通知ください。

・被共済自動車を譲渡するとき

- ・運転者の範囲(運転者の限定、運転者年齢条件)を変更するとき
- ・自動車の買い替え等により、被共済自動車を入れ替えするとき・・上記のほか、特約の追加等契約条件を変更するとき
- 契約者または主たる被共済者を変更するとき
- ※共済契約証書記載の住所を変更するときは、所属の組織へご連絡ください。

## 2. 共済契約の自動継続に関する特約

## 注意喚起情報

共済掛金口座振替特約が付帯されている場合、「共済契約の自動継続に関する特約」が自動的にセットされます。

共済契約証書に「共済契約の自動継続に関する特約」を適用することが記載されている場合、契約満了日までに、電通共済生協または契約 者のいずれか一方から別段の意思表示がない場合、契約は共済期間の満了日の内容と同一内容で継続されます。

ただし、補償額限定一般補償、新車買替特約、衝突被害軽減ブレーキ(AEB)割引、新車割引、複数契約割引、団体割引、車両共済金額等につい ては契約内容が変更となる場合があります。

なお、事業規約・細則の改正があったときには、更新日における改正後の事業規約・細則にもとづく掛金の額、補償内容等(支払事由・共済金の 額、その他の契約内容となるすべての事項)により更新します。

また、共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わ ない範囲で補償内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、 電通共済生協ホームページへの掲載その他の方法により周知します。

## 3.解約返戻金

## 契約概要 注意喚起情報

契約を解約する場合は電通共済生協グループコールセンタまでご連絡ください。なお、解約に際しては掛金のうち未経過共済期間にかかる 部分について解約返戻金としてお支払いできる場合があります。詳しくは電通共済生協グループコールセンタまでお問い合わせください。

## 4.ご契約の中断制度について

## 注意喚起情報

被共済自動車の廃車、譲渡、リース業者への返還、車検切れ、盗難、主たる被共済者の海外渡航等に伴い、一時的に契約を中断する場合は、 中断後の新たな契約に対して、中断前の契約や事故件数等に応じた所定の等級および事故有係数適用期間を適用できることがありますの で、電通共済生協グループコールセンタにご連絡ください。契約の中断日(契約の解除日または満期日)の翌日から 13ヵ月以内にご連絡 がない場合は、この制度をご利用いただけません。

## その他ご留意いただきたいこと

## 1.補償の重複

## 注意喚起情報

(1)次の補償または特約(以下「補償等」といいます)をご契約される場合、同等の補償等をご契約されているときは、補償が重複す ることがあります。なお、電通共済生協の契約以外(損保等)に同様の補償等をご契約されている場合もご注意ください。 補償の重複についてご不明な点がございましたら電通共済生協グループコールセンタまでご連絡ください。

<補償が重複する可能性がある補償等(例)>

マイカー共済	重複する可能性がある補償(商品)等
人身傷害補償	○2台目以降のマイカー共済の人身傷害補償 歩行中の補償等が重複することがあります。「人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約」 を付帯することで、2台目以降は「被共済自動車に乗車中の事故」に限定することができます。
人身傷害に関する 交通事故危険補償特約	○2台目以降のマイカー共済の人身傷害に関する交通事故危険補償特約
マイバイク特約	○2台目以降のマイカー共済のマイバイク特約
弁護士費用等補償特約	○2台目以降のマイカー共済の弁護士費用等補償特約
自転車賠償責任補償特約	○2台目以降のマイカー共済の自転車賠償責任補償特約 ○医療・傷害 <myセーフティー>(個人賠償責任特約) ○NTTグループ団体傷害保険「まもるくん」(個人賠償責任特約)</myセーフティー>

※無共済車傷害、他車運転危険補償は、補償が重複する場合がありますが、自動付帯のため除外してご契約いただくことはできません。

(2)補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの契約からも補償されますが、いずれか一方の契約からは共済金が支払わ れない場合があります。

それぞれのご契約内容の違いや補償される金額をご確認いただき、補償の要否をご判断いただいたうえでご加入ください。 ※補償が重複した場合、支払限度額はそれぞれの保障額を合算した額となります(それぞれのご契約から共済金を重ねてお支払いすることはあり ません)。

(3)上記の補償または特約を1契約のみにご契約されている場合、その契約が解約されたときやご家族の状況等が変わったとき は、補償されないことがありますので、ご注意ください。

## 2.お客さまに関する個人情報の取り扱いについて

## · 注意喚起情報 〈

## 【電通共済生協】

個人情報保護のための取扱い指針(プライバシーポリシー)

電気通信産業労働者共済生活協同組合(以下「電通共済生協」という。)では、組合員・契約者の皆様からご信頼をいただけるよう、 個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」という。) および行政手続における特定の個 人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)ならびにその他の関係法令を遵守し、ご提供いただい た個人情報を必要な管理体制のもと正確性・安全性・機密性の確保に最善を尽くし、適正な利用・管理に努めています。また、個人 情報の取り扱いが適正に行なわれるように職員への指導・教育を徹底し、組織一丸となって取り組んでまいります。

1. 個人情報の利用目的・取得等

電通共済生協は、より良い共済商品やサービスを提供させていただくため、組合員・契約者の皆様に関する必要最小限の情報を 取得し、利用させていただきます。

なお、個人情報保護法および番号法において例外的に利用が認められている場合は、以下の利用目的を超えて利用させていただ くことがあります。

(1)個人情報について

組合員・契約者の皆様の個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払い等を含む共済契約の判 断に関する業務や各種共済商品の加入促進活動や契約状況の案内、共済商品・サービスの紹介等の目的のために利用させてい

また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめご本人の同意をいただきます。

(2)特定個人情報について

組合員・契約者の皆様の特定個人情報は、共済契約にかかる支払調書の作成事務などの目的のために利用させていただきます。 2. 取得させていただく情報の種類

(1)個人情報について

組合員・契約者の皆様の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、その他共済契約の締結・共済金の支払いを行なうにあたって必要 となる情報やホームページから「お問い合わせ」等をいただいた方のメールアドレス等の情報を取得させていただきます。 (2)特定個人情報について

組合員・契約者の皆様の個人番号(マイナンバー)および本人確認のための必要最低限の情報(住所、氏名、生年月日、性別等)を 取得させていただきます。

## 3. 情報の取得方法

## (1)個人情報について

主に申込書や契約書等により、組合員・契約者の皆様の情報を取得させていただきます。

また、所属されている労働組合等を経由して、共済に係わる組合員・契約者の皆様の情報を取得させていただきます。

## (2)特定個人情報について

共済金請求書などの請求にかかる帳票等により、情報を取得させていただきます。

### 4.情報の管理

電通共済生協では、組合員・契約者の皆様から取得する情報について、「個人情報保護規程」および「特定個人情報保護規程」にもとづき 以下のとおり安全管理に努めます。

## (1) 保管について

情報の保管については、管理責任者等の設置や情報セキュリティ対策等をはじめ、必要かつ適切な措置を講じるとともに、組合員・契約者の皆様の情報の漏えい、紛失、き損または情報への不正アクセスなどの防止を図るなど、情報の安全管理に努めます。

また、個人情報および特定個人情報については、利用目的の達成に必要な範囲において正確かつ最新なものにするよう努めます。

なお、他の事業者等に業務委託する場合等においては、委託先に対して、適切な情報管理を求めるとともに、目的外の利用を行なわせない等の必要かつ適切な委託先の監督に努めます。

## (2)情報の廃棄等について

情報の廃棄については、法令で定める保存期間を経過する等、保管の必要がなくなった場合には、速やかに復元不可能な手段で廃棄または削除します。

## 5. 情報の利用・提供

## (1)個人情報について

電通共済生協では、組合員・契約者の皆様の個人情報を業務上必要がある場合にのみ利用し、個人情報を外部に提供することはありません。 (2)特定個人情報について

組合員・契約者の皆様の特定個人情報は、取得目的および番号法の定める範囲内でのみ利用し、番号法に定める場合を除いて、利用目的を超えて利用・提供することはありません。

## 6. 共同利用

電通共済生協およびそのグループ会社等では、共済契約の締結、維持・管理、共済金支払の適正化等を目的に、それぞれ行政庁および共済事業団体等との間で保有個人データを共同利用させていただきます。

## 7. 開示・訂正・利用停止

電通共済生協は、個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ、相談等を下記窓口にて受け付けております。

## 【お問い合わせ窓口】

電通共済生協 総務経理部

## 電話:03-6810-6788

(受付時間:9時~17時30分 年末年始および土日祝祭日を除きます)

## 【こくみん共済 coop】

こくみん共済 coopは、ご契約者等から信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供しています。

組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、こくみん共済 coopの事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。

また、ご契約者等の特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」にもとづき 適切に取り扱います。

## ○所属団体について -

所属する労働組合・共済会等(以下「所属団体」といいます。)を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報(特定個人情報を除く)を所属団体へ提供させていただきます。

## ○医療機関等について ―

共済金の適正かつ迅速な支払いを行うために必要な範囲内の個人情報を医療機関、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

## ○再共済(再保険)について -

再共済(保険)契約の締結や再共済(保険)金の請求等のため、再共済(保険)の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。

## ○情報交換制度について -

共済制度の健全な運営を確保するため、本契約に関する個人情報を各共済 事業団体、(一社)日本損害保険協会および各損害保険会社との間で共同利 用させていただきます。

## ○こくみん共済 coop指定整備工場について 一

組合員・お客さまの利便性向上およびご契約車両の保安管理のため、車検切れ防止対策や車検・法定点検整備・修理等のサービス案内に必要な範囲内の個人情報を、こくみん共済 coop指定整備工場との間で共同利用させていただきます。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は、こくみん共済 coopホームページ(https://www.zenrosai.coop)をご参照ください。

## 信用リスクに関する事項

こくみん共済 coopは、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

こくみん共済 coopは、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県のこくみん共済 coopにお問い合わせください)。

## 組合員について(電通共済生協)

### 1.組合員の資格

- (1)この組合の区域内に勤務する者は、この組合の組合員となることができる。
- (2)この組合の区域の付近に住所を有する者又は当該区域内に勤務していた者でこの組合の事業を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

## 2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

## 3. 自由脱退

組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

## 4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

(1)組合員たる資格の喪失 (2)死亡 (3)除名

## 5.除名

- (1)この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
  - ①1年間この組合の事業を利用しないとき
  - ②この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (2)前項の場合において、この組合は、総代会の会日の5日前までに、 除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において 弁明する機会を与えなければならない。
- (3)この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

## 6. 出資金

出資金は、100円とし、全額一時払込みとする。

## 7. 出資口数の増加

組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

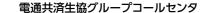
## 8. 出資口数の減少

- (1)組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90 日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事 業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。
- (2)組合員は、その出資口数が組合員の総出資口数の4分の1を超えたときは、4分の1以下に達するまで、その出資口数を減少しなければならない。
- (3)出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込済 出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

## 苦情のお申し出先と 裁定・仲裁の申し立てについて

## 1. 苦情のお申し出先について

組合員の皆さまが安心して共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。 苦情は、受付窓口の「電通共済生協グループコールセンタ」または「こくみん共済 coopお客様相談室」へご相談ください。



専用フリーダイヤル 0120-211-114

受付時間 9:00~17:30(土・日・祝日・年末年始除く) ホームページ https://www.dentsu-kyosai.or.jp/

## こくみん共済 coopお客様相談室

C to royth cooperation

専用フリーダイヤル 0120-603-180

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始除く) ホームページ https://www.zenrosai.coop

## 2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、こくみん共済 coopで解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の各センターをご利用いただくことができます。

## 自動車事故の賠償にかかわる申し立て

### 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

日弁連交通事故相談センターは全国の弁護士会が協力する交通事 故専門の相談所で、弁護士による交通事故相談・示談斡旋・審査を無 料で行っています。

## ■ 公益財団法人 交通事故紛争処理センター

事故に遭われた当事者の面接相談をとおして、弁護士や法律の専門 家による交通事故の相談・和解の斡旋、審査を行います。

※日弁連交通事故相談センター・交通事故紛争処理センターの設置場所および連絡先は、「ご契約のしおり」の巻末をご覧ください。

## 自動車事故の賠償にかかわらない申し立て

## ■ 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

苦情などのお申し出につきまして、こくみん共済coopで解決に至らなかった場合、第三者機関として右記の「一般社団法人 日本共済協会共済相談所」をご利用いただくことができます。共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する 法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

## 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

電 話 03-5368-5757

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

※ただし自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。



## 新規申し込みの際によくあるご質問です

- 掛金の支払い方法はどのような方法がありますか?
- A 支払方法は口座振替のみで、「月払」と「年払」から 選択できます。

## ◆「月払」の場合

契約始期の翌月20日に3ヵ月分の掛金を振替し、以降は毎月20日に振替いたします。 例11月始期の場合は、12月20日に11月・12月・翌年1月の3ヵ月分の掛金を振替い たします。

## ◆「年払」の場合

契約始期翌月の20日に、次回更新時は契約始期前月の20日に振替いたします。 例11月始期の場合は12月20日、次回更新時は翌年11月20日に振替いたします。

※「年払」は「月払」に比べ、おおむね5%程度割安になります。 20日が金融機関休業日の場合は、翌営業日の振替となります。

※給与控除 (現職組合員) やクレジットカード等によるお支払いはできません。

# 電通共済生協グループコールセンタ **0000120-211-114**

※2をブッシュ 受付時間: AM9:00~PM5:30 (土・日・祝日を除く) 木日明けは電話が込合い、お待たせする場合がありますが、ご了承ください

## マイカー共済ホームページ



◆お問い合わせは、
ホームページからも
受付可能です

## √ チャット機能もぜひご活用ください! //

## マイカー共済についてスタッフがご案内します!

※チャットでは、ご契約内容等の個人情報を含むお問い合わせはご案内いたしかねます。個人情報の入力はお控えください。





〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2丁目101番地 ワテラスタワー 16F